

改正案	現行
<p>目次 第一章～第十三章（略） 第十四章 罰則（第百二十二条―第百三十六条） 附則</p> <p>（船舶所有者に関する規定の適用） 第五条 この法律の規定（第十一章の二、第百十三条第三項、第百三十条の二、第百三十条の三、第百三十一条（第六号に係る部分に限る。）及び第百三十五条第一項（第百三十条の二、第百三十条の三又は第百三十一条第六号の違反行為に係る部分に限る。）を除く。）及びこの法律に基づく命令の規定（第十一章の二の規定に基づく命令の規定を除く。）のうち、船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には船舶管理人に、船舶貸借の場合には船舶借入人に、船舶所有者、船舶管理人及び船舶借入人以外の者が船員を使用する場合にはその者にこれを適用する。</p> <p>② 第十一章の二、第百十三条第三項、第百三十条の二、第百三十条の三、第百三十一条（第六号に係る部分に限る。）及び第百三十五条第一項（第百三十条の二、第百三十条の三又は第百三十一条第六号の違反行為に係る部分に限る。）の規定並びに第十一章の二の規定に基づく命令の規定のうち、船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には船舶管理人に、船舶貸借の場合には船舶借入人にこれを適用する。</p> <p>（雇入契約の成立等の届出） 第三十七条 船舶所有者は、雇入契約の成立、終了、更新又は変更（以</p>	<p>目次 第一章～第十三章（略） 第十四章 罰則（第百二十二条―第百三十五条） 附則</p> <p>（船舶所有者に関する規定の適用） 第五条 この法律の規定（第十一章の二、第百十三条第三項、第百三十条の二、第百三十条の三、第百三十一条（第四号の二に係る部分に限る。）及び第百三十五条第一項（第百三十条の二、第百三十条の三又は第百三十一条第四号の二の違反行為に係る部分に限る。）を除く。）及びこの法律に基づく命令の規定（第十一章の二の規定に基づく命令の規定を除く。）のうち、船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には船舶管理人に、船舶貸借の場合には船舶借入人に、船舶所有者、船舶管理人及び船舶借入人以外の者が船員を使用する場合にはその者にこれを適用する。</p> <p>② 第十一章の二、第百十三条第三項、第百三十条の二、第百三十条の三、第百三十一条（第四号の二に係る部分に限る。）及び第百三十五条第一項（第百三十条の二、第百三十条の三又は第百三十一条第四号の二の違反行為に係る部分に限る。）の規定並びに第十一章の二の規定に基づく命令の規定のうち、船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には船舶管理人に、船舶貸借の場合には船舶借入人にこれを適用する。</p> <p>（雇入契約の成立等の届出） 第三十七条 船長は、雇入契約の成立、終了、更新又は変更（以下「雇</p>

下「雇入契約の成立等」という。)があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、国土交通大臣に届け出なければならぬ。

(削る)

(記録簿の備置き等)

第六十七条 船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、船員の労務管理を行う主たる事務所に記録簿を備え置いて、船員の労働時間及び休息时间並びに船員に対する休日及び有給休暇の付与に関する事項を記載しなければならない。

② 船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、船員に対し、前項の記録簿の写しを交付しなければならない。

③ 船舶所有者は、第一項の記録簿の作成に当たり、国土交通省令で定める方法により、船員の労働時間の状況を把握しなければならない。

(労務管理責任者)

第六十七条の二 船舶所有者は、前条第一項の記録簿の作成及び備置きその他の船員の労務管理に関する事項であつて国土交通省令で定めるところを管理させるため、労務管理責任者を選任しなければならない。

② 労務管理責任者は、船員の労働時間、作業による心身への負荷その他の船員の状況に鑑み、労働時間の短縮、休日又は有給休暇の付与、乗り組む船舶の変更その他国土交通省令で定める措置を講ずる必要があるときは、船舶所有者に対しその旨の意見を述べるものとする。

③ 船舶所有者は、前項の規定による労務管理責任者の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、船員の健康状態その他の実情を考慮して、同項の措置のうち適切なものを講じなければならない。

入契約の成立等」という。)があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、国土交通大臣に届け出なければならない。

② 前項の場合において船長が届け出ることができないときは、船舶所有者は、船長に代わつて届け出なければならない。

(記録簿の備置き等)

第六十七条 船長は、国土交通省令で定めるところにより、船内に帳簿を備え置いて、船員の労働時間、補償休日、休息时间及び第六十六条(第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。)の割増手当に関する事項を記載しなければならない。

② 船長は、国土交通省令で定めるところにより、船員に対し、前項の帳簿の写しを交付しなければならない。

③ 船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、休日付与簿を備え置いて、船員に対する休日の付与に関する事項を記載しなければならない。

(新設)

④ 船舶所有者は、前項の措置を講ずるため運航計画（内航海運業法（昭和二十七年法律第五十一号）第十二条第一項に規定する運航計画をいう。）の作成及び実施に関する事項について変更の必要があると認めるときは、当該船員が乗り組む船舶の運航の管理を行う同法第八条第一項に規定する内航運送をする内航海運業者に対し意見を述べなければならない。

⑤ 船舶所有者は、労務管理責任者について、必要な研修を受けさせることその他の第一項に規定する事項を管理するための知識の習得及び向上を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。

（例外規定）

第六十八条 第六十条から前条までの規定及び第七十二条の国土交通省令の規定は、船員が人命、船舶若しくは積荷の安全を図るため又は人命若しくは他の船舶を救助するため緊急を要する作業に従事する場合（海員にあつては、船長の命令により当該作業に従事する場合に限る。）には、これを適用しない。

（削る）

（削る）

（削る）

② 船長は、補償休日又は休息时间において、前項の作業に自ら従事し、又は海員に従事させたときは、船舶の運航の安全の確保に支障を及ぼさない限りにおいて、当該作業の終了後できるだけ限り速やかに休息をし、又は休息をさせるよう努めなければならない。

（年少船員の夜間労働の禁止）

第八十六条（略）

② 前項の規定は、第六十八条第一項の作業に従事させる場合には、これを適用しない。

③ （略）

（例外規定）

第六十八条 第六十条から前条までの規定及び第七十二条の国土交通省令の規定は、船員が次に掲げる作業に従事する場合（海員にあつては、船長の命令によりこれらの作業に従事する場合に限る。）には、これを適用しない。

一 人命、船舶若しくは積荷の安全を図るため又は人命若しくは他の船舶を救助するため緊急を要する作業

二 防火操練、救命艇操練その他これらに類似する作業

三 航海当直の通常の交代のために必要な作業

② 船長は、補償休日又は休息时间において、前項各号に掲げる作業に自ら従事し、又は海員に従事させたときは、船舶の運航の安全の確保に支障を及ぼさない限りにおいて、当該作業の終了後できるだけ限り速やかに休息をし、又は休息をさせるよう努めなければならない。

（年少船員の夜間労働の禁止）

第八十六条（略）

② 前項の規定は、第六十八条第一項第一号の作業に従事させる場合には、これを適用しない。

③ （略）

(例外規定)

第八十八条の五 第六十条、第六十二条、第六十三条、第六十五条の三  
第一項及び第二項、第六十六条の二、第六十七条並びに前三条の規定  
は、船舶所有者が妊産婦の船員を第六十八条第一項の作業に従事させ  
る場合には、これを適用しない。

(海上労働証書)

第百条の三 国土交通大臣は、国土交通大臣又は登録検査機関が前条第  
一項の検査の結果当該船舶が次に掲げる要件の全てに適合すると認め  
たときは、当該船舶の船舶所有者に対し、海上労働証書を交付しなけ  
ればならない。国土交通大臣又は登録検査機関が同項の検査の結果当  
該船舶が次に掲げる要件のいずれかに適合していないと認められた場合  
において、国土交通大臣が当該要件に適合するために必要な措置が講じ  
られたものと認めるときも、同様とする。

一〇十 (略)

十一 第六十七条第一項の規定により同項に規定する事項が記録簿に  
記載されており、かつ、同条第二項の規定によりその写しが船員に  
交付されていること。

十二〜三十四 (略)

2〜5 (略)

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第百条の十九 登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事  
業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに  
事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式  
その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記  
録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。  
以下この条において同じ。))の作成がされている場合における当該電  
磁的記録を含む。次項、第百条の二十六第二項第四号及び第百三十六

(例外規定)

第八十八条の五 第六十条、第六十二条、第六十三条、第六十五条の三  
第一項及び第二項、第六十六条の二、第六十七条並びに前三条の規定  
は、船舶所有者が妊産婦の船員を第六十八条第一項第一号の作業に従  
事させる場合には、これを適用しない。

(海上労働証書)

第百条の三 国土交通大臣は、国土交通大臣又は登録検査機関が前条第  
一項の検査の結果当該船舶が次に掲げる要件の全てに適合すると認め  
たときは、当該船舶の船舶所有者に対し、海上労働証書を交付しなけ  
ればならない。国土交通大臣又は登録検査機関が同項の検査の結果当  
該船舶が次に掲げる要件のいずれかに適合していないと認められた場合  
において、国土交通大臣が当該要件に適合するために必要な措置が講じ  
られたものと認めるときも、同様とする。

一〇十 (略)

十一 第六十七条第一項の規定により同項に規定する事項が記載され  
た帳簿が備え置かれており、かつ、同条第二項の規定によりその写  
しが船員に交付されていること。

十二〜三十四 (略)

2〜5 (略)

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第百条の十九 登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事  
業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに  
事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式  
その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記  
録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。  
以下この条において同じ。))の作成がされている場合における当該電  
磁的記録を含む。次項、第百条の二十六第二項第四号及び第百三十三

条において「財務諸表等」という。）を作成し、国土交通大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 (略)

(付加金の支払)

第百十六条 (略)

② 船員は、裁判所に対する訴えによつてのみ前項の付加金の支払を請求することができる。ただし、その訴えは、同項に規定する違反のあった時から五年以内にこれをしなければならぬ。

(時効の特則)

第百十七条 船員の船舶所有者に対する債権は、これを行使することができる時から二年間（給料その他の報酬の債権にあつては、五年間）行使しないときは、時効によつて消滅する。船舶所有者に対する行方不明手当、遺族手当及び葬祭料の債権も同様とする。

第百二十六条 船長が次の各号のいずれかに該当する場合には、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条、第十条、第十一条、第十四条の三第一項、第十六条、第十七条、第五十条第二項、第五十五条又は第六十六条の二の規定に違反したとき。

二 二七 (略)

(削る)

第百二十九条 船舶所有者が第八十五条第一項若しくは第二項、第八十八条又は第八十八条の六の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第百三十条 船舶所有者が第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条

条の二において「財務諸表等」という。）を作成し、国土交通大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 (略)

(付加金の支払)

第百十六条 (略)

② 船員は、裁判所に対する訴えによつてのみ前項の付加金の支払を請求することができる。ただし、その訴えは、同項に規定する違反のあった時から二年以内にこれをしなければならぬ。

(時効の特則)

第百十七条 船員の船舶所有者に対する債権は、これを行使することができる時から二年間（退職手当の債権にあつては、五年間）行使しないときは、時効によつて消滅する。船舶所有者に対する行方不明手当、遺族手当及び葬祭料の債権も同様とする。

第百二十六条 船長が次の各号のいずれかに該当する場合には、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条、第十条、第十一条、第十四条の三第一項、第十六条、第十七条、第五十条第二項、第五十五条、第六十六条の二又は第六十七条第二項の規定に違反したとき。

二 二七 (略)

八 第六十七条第一項の規定による帳簿を備え置かず、又は帳簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

第百二十九条 船舶所有者が第八十五条第一項若しくは第二項、第八十八条又は第八十八条の六の規定に違反したときは、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第百三十条 船舶所有者が第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条

、第四十四条の二第一項若しくは第二項、第四十四条の三第一項若しくは第三項、第四十五条、第四十六条、第四十七条第一項若しくは第二項、第四十九条、第六十二条、第六十三条、第六十五条の二第三項（第八十八条の二の二第五項において準用する場合を含む。）、第六十六条（第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）、第六十九条、第七十四条、第七十八条、第八十条、第八十一条第一項から第三項まで、第八十二条、第八十六条第一項、第八十七条第一項若しくは第二項、第八十八条の二の二第一項、第八十八条の三第一項、第八十八条の四第一項、第八十九条、第九十一条から第九十四条まで、第一百二十二条第二項、第一百七十七条の二第一項、第一百七十七条の三第一項、第一百七十七条の四第一項、第一百八十八条第一項、第一百八十八条の二、第一百八十八条の三若しくは第一百八十八条の四第四項の規定に違反し、又は第七十三条の規定に基づく国土交通省令に違反したときは、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三百三十条の二 船舶所有者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二百万円以下の罰金に処する。

- 一 偽りその他不正の行為により海上労働証書又は臨時海上労働証書の交付、再交付又は書換えを受けたとき。
- 二 第百条の四の規定による検査を受けないで、海上労働証書の交付を受けた船舶を国際航海に従事させたとき。
- 三 第百条の七の規定に違反して、特定船舶を国際航海に従事させたとき。

第三百三十条の三 船舶所有者が第百条の十第一項又は第二項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第三百三十一条 船舶所有者が次の各号のいずれかに該当する場合には、

、第四十四条の二第一項若しくは第二項、第四十四条の三第一項若しくは第三項、第四十五条、第四十六条、第四十七条第一項若しくは第二項、第四十九条、第六十二条、第六十三条、第六十五条の二第三項（第八十八条の二の二第五項において準用する場合を含む。）、第六十六条（第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）、第六十九条、第七十四条、第七十八条、第八十条、第八十一条第一項から第三項まで、第八十二条、第八十六条第一項、第八十七条第一項若しくは第二項、第八十八条の二の二第一項、第八十八条の三第一項、第八十八条の四第一項、第八十九条、第九十一条から第九十四条まで、第一百二十二条第二項、第一百七十七条の二第一項、第一百七十七条の三第一項、第一百七十七条の四第一項、第一百八十八条第一項、第一百八十八条の二、第一百八十八条の三若しくは第一百八十八条の四第四項の規定に違反し、又は第七十三条の規定に基づく国土交通省令に違反したときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三百三十条の二 船舶所有者が次の各号のいずれかに該当する場合には、二百万円以下の罰金に処する。

- 一 偽りその他不正の行為により海上労働証書又は臨時海上労働証書の交付、再交付又は書換えを受けたとき。
- 二 第百条の四の規定による検査を受けないで、海上労働証書の交付を受けた船舶を国際航海に従事させたとき。
- 三 第百条の七の規定に違反して、特定船舶を国際航海に従事させたとき。

第三百三十条の三 船舶所有者が第百条の十第一項又は第二項の規定による命令に違反したときは、五十万円以下の罰金に処する。

第三百三十一条 船舶所有者が次の各号のいずれかに該当する場合には、

当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十四条第二項、第三十六条第三項、第五十三条第一項若しくは第二項、第五十四条、第五十六条、第五十八条第一項、第六十七条第二項、第八十二条の二第一項、第八十三条第一項、第八十五条第三項、第八十八条の七又は第九十三条の規定に違反したとき。

二・三 (略)

四 第三十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第五十八条の二又は第六十七条第一項の規定による報酬支払簿若しくは記録簿を備え置かず、又は報酬支払簿若しくは記録簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

六・七 (略)

第三百三十二条 第一百条第二項の規定による処分に違反したときは、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(削る)  
(削る)

② 第二百十条の三第四項の規定による処分に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三百三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

(削る)

- 一 自己の船員手帳を棄損した者
- 二 第五十条第四項の規定に基づく国土交通省令に違反した者
- 三 偽りその他不正の行為により船員手帳の交付、再交付、訂正又は書換えを受けた者
- 四 他人の船員手帳を行使した者

三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十四条第二項、第三十六条第三項、第五十三条第一項若しくは第二項、第五十四条、第五十六条、第五十八条第一項、第八十二条の二第一項、第八十三条第一項、第八十五条第三項、第八十八条の七又は第九十三条の規定に違反したとき。

二・三 (略)

(新設)

四 第五十八条の二又は第六十七条第三項の規定による帳簿を備え置かず、又は帳簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

四の二・五 (略)

第三百三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第一百条第二項の規定による処分に違反した者
- 二 第二百十条の三第四項の規定による処分に違反した者

(新設)

第三百三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十七条の規定に違反して雇入契約の成立等の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 自己の船員手帳を棄損した者
- 三 第五十条第四項の規定に基づく国土交通省令に違反した者
- 四 偽りその他不正の行為により船員手帳の交付、再交付、訂正又は書換えを受けた者
- 五 他人の船員手帳を行使した者

(削る)

(削る)

五 第百条の二十五の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者  
(削る)

六 第百九条の規定に違反した者

七 第百十二条第一項に定める場合において、虚偽の申告をした者

八 第百二十条の三第一項の規定による立入りを拒み、妨げ、又は忌避した者

九 第百二十条の三第二項の規定による検査若しくは審査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

② 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九十七条の規定による就業規則の作成若しくは届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第九十八条の規定に違反したとき。

三 第九十九条の規定による命令に違反したとき。

四 第百一条第一項の規定による命令に違反したとき。

五 第百七条第一項の規定による出頭の命令に应ぜず、帳簿書類を提出せず、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出し、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

六 第九十七条の規定による就業規則の作成若しくは届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七 第九十八条の規定に違反した者

八 第九十九条の規定による命令に違反した者

九 第百条の二十五の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十 第百一条第一項の規定による命令に違反した者

十一 第百七条第一項の規定による出頭の命令に应ぜず、帳簿書類を提出せず、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出し、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十二 第百九条の規定に違反した者

十三 第百十二条第一項に定める場合において、虚偽の申告をした者

十四 第百二十条の三第一項の規定による立入りを拒み、妨げ、又は忌避した者

十五 第百二十条の三第二項の規定による検査若しくは審査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(新設)



(削る)

第三百三十五条 船舶所有者の代表者、代理人、使用人その他の従業者が船舶所有者の業務に関し第二百二十九条から第三百三十一条まで、第三百三十二条第一項又は第三百三十三条第二項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その船舶所有者に対して、各本条の罰金刑を科する。

② 第九十七条第三項に規定する団体の代表者、代理人、使用人その他の従業者がその団体の業務に関し第三百三十三条第二項(第四号を除く。 )の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その団体に對して、同条の刑を科する。

第三百三十六條 第三百条の十九第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者(外国登録検査機関を除く。 )は、二十万円以下の過料に処する。

#### 附則

第三条 第三百十六條第二項の規定の適用については、当分の間、同項ただし書中「五年」とあるのは、「三年」とする。

② 第一百七十七条の規定の適用については、当分の間、同条中「の債権にあつては」とあるのは、「(退職手当を除く。 )の債権にあつては三年間、退職手当の債権にあつては」とする。

第三百三十三条の二 第三百条の十九第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者(外国登録検査機関を除く。 )は、二十万円以下の過料に処する。

第三百三十五条 船舶所有者の代表者、代理人、使用人その他の従業者が船舶所有者の業務に関し第二百二十九条から第三百三十一条まで、第三百三十二条第一項又は第三百三十三条第一号、第六号から第八号まで、第十号若しくは第十一号の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その船舶所有者に対して、各本条の罰金刑を科する。

② 第九十七条第三項に規定する団体の代表者、代理人、使用人その他の従業者がその団体の業務に関し第三百三十三条第六号から第八号まで又は第十一号の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その団体に對して、同条の刑を科する。

(新設)

(新設)

